

## 委 託 契 約 書 (案)

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「甲」という。)と株式会社○○○(以下「乙1」という。)、○○○株式会社(以下「乙2」という。)、国立大学法人○○大学(以下「乙3」という。)(以下、乙1から乙3までの総称を「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる項目に係る研究開発の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約（この契約書、別紙の実施計画書による契約をいい、この契約の内容に変更があったときは、その変更後の契約をいう。以下同じ。）の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

研究開発課題名：○○○○○○○○○○○○の研究開発

(契約金額等)

第2条 甲は、次に掲げる金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払う。

契約金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

ただし、各事業年度（4月1日から翌年3月31日までの間の1年間をいう。）において甲が乙に支払う委託業務の実施に要する経費の限度額（以下「年度別契約金額」という。）は、次のとおりとする。

令和〇〇年度 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額を含む)

令和〇〇年度 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額を含む)

令和〇〇年度 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額を含む)

なお、委託業務実施期間中、本委託業務に対し甲が行う評価等により、研

究計画の見直しや経費の増額又は減額を行うことがある。

(委託期間)

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで  
なお、委託業務実施期間中、本委託業務に対し甲が行う評価等により、研究  
計画の見直しや委託期間の延長又は短縮を行うことがある。

(委託業務の実施)

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた高度通信・放  
送研究開発委託研究委託契約約款（以下「約款」という。）に定めるところに従  
って委託業務を実施しなければならない。

2 本契約締結後、甲によって約款が改正されたときは、改正後の約款が適用さ  
れるものとする。

(実施計画書)

第5条 委託期間全体を通じた委託業務の目標、内容及び実施に要する経費の内  
訳等は、実施計画書に定めるとおりとする。ただし、実施計画書が変更された  
ときは、変更された実施計画書に定めるとおりとする。

2 乙が委託業務を実施するにあたり、連携研究者又は研究実施協力者（以下総  
称して「協力者等」という。）が存在し、実施計画書の研究開発体制に協力者等  
を記載する場合は、乙は、協力者等に対して、委託研究への協力に関し、約款  
の第27条、第30条、第50条、第51条、第52条及び第53条を遵守さ  
せるものとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約において、乙の契約保証金を全額免除する。

(不正行為等に対する措置)

第7条 乙が、約款第36条第1項第4号に規定する行為を行ったときは、甲は、  
その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第8条 甲及び乙は、第3条の委託期間が終了した場合又は本契約が解除された  
場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き

続き効力を有するものとする。

<電子署名の場合>

本契約の締結を証するため、電子契約書ファイルを作成し、本契約の各当事者が合意の上電子署名を施し、各自その電子契約書ファイルを保管する。なお、本契約においては、電磁的記録である本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

<押印の場合>

本契約の締結を証するため、この契約書〇通を作成し、各々記名押印（又は署名）のうえ、各1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号  
国立研究開発法人情報通信研究機構  
契約担当理事 ○○ ○○ 電子署名又は印

乙

乙1 契約者住所  
株式会社〇〇〇  
代表取締役 ○○ ○○ 電子署名又は印

乙2 契約者住所  
〇〇〇株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 電子署名又は印

乙3 契約者住所  
国立大学法人〇〇大学  
学長 ○○ ○○ 電子署名又は印